

高福第 1760 号
令和 2 年 6 月 24 日

各高齢者施設・住まい }
各介護保険事業所 } 開設法人代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
(公印省略)

神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱の制定及び通所系サービス事業所分補助について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等を支援するため、「神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」を制定しましたのでお知らせします。

また、本要綱に基づく補助について、令和 2 年度 4 月補正予算事業分として、神奈川県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する通所系サービス事業所に係るサービス継続支援事業及び連携支援事業の申請受付を開始します。

つきましては、本事業を活用する場合は、県に電話で事前連絡の上、事業計画書等を県へ提出してください。

なお、通所系サービス以外の事業所・施設に係る補助については、現在、県議会提案中ですので、7 月中旬以降に再度お知らせする予定です。

1 県への連絡

県高齢福祉課在宅サービスグループに電話で連絡し、補助対象事業所に該当するかを確認してください。該当する場合は、Excel 様式の提出についてご案内します。

電話 (045) 210-4824

Excel 様式提出先 zaitaku-shidou.d3bx@pref.kanagawa.jp

2 補助対象事業所

神奈川県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する通所系サービス事業所。

3 補助対象経費

通所系サービス事業所における、令和 2 年 1 月 15 日以降の、サービス継続に係るかかり増し経費及び、新型コロナウイルス感染者に対するサービス提供に係るかかり増し

経費。

なお、介護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金等の他の補助金や介護報酬で措置されているものは、本事業の対象とはなりません。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

- 事業所のサービス継続に必要な費用
- 事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
- 事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
- 事業所による訪問サービス実施に係る費用

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

- 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
- 職員の応援派遣に係る費用

※対象経費の詳細及び上限額は、要綱別添の表を参照してください。

4 要綱等掲載場所

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 19. 補助金・助成金等

→ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1048&topid=28>

問合せ先

電話

在宅サービスグループ (045) 210-4824

神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

(3) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

(4) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(補助の対象)

第3条 この補助金は、県内に所在する介護サービス事業所等（政令指定都市及

び中核市の区域内を除く。以下同じ。)が、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するためのかかり増し経費等を補助の対象とし、当該経費から寄付金その他の収入を控除した額に対して交付するものとする。なお、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは補助金の対象としない。

また、この補助金は、第1条の目的を達成するために、既に完了した事業であつても補助金の対象とすることができる。

補助対象、補助額及び対象経費等の詳細は、別添のとおり。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、

- ① 県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であつて、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費(※1)について支援を行う(福祉用具貸与事業所を除く)。

(例)

- ※1 ○介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用
- ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
 - オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等
- 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
- カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な

車や自転車の購入又はリース費用等

キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く）

○通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

○通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）による訪問サービス実施に係る費用

コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当

サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金

シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等

ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、

- ・(1)の①又は②の介護サービス事業所・介護施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費（※2）について支援を行う。

(例)

※2 ○利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用

○職員の応援派遣に係る費用

ウ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、事業所・施設ごとに、基準単価(別添)と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

2 1事業所・施設当たり一回まで補助する。

3 1事業所・施設ごとに前条(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業及び同条(2)介護サービス事業所等との連携支援事業の両方の補助をすることができる。

3 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、県及び厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(申請手続き等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事が定める期日までに提出するものとする。

(1) 第1号様式別紙(1) 所要額調書

(2) 第1号様式別紙(2) 事業計画書

(3) 第1号様式別紙(3) 総括表

(4) 第1号様式別紙(4) 事業所・施設別申請額一覧

(5) 第1号様式別紙(5) 事業所・施設別個表

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に

該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分を変更する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完

了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金変更交付申請書(第2号様式)に第5条第1項第1号から第5号の書類及びその他参考となる書類を添えて、又は神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行状況について、神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金事業実施状況報告書(第4号様式)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金事業実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して、1か月を経過した日(第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 第5号様式別紙(1) 精算額調書
- (2) 第5号様式別紙(2) 事業実績報告書
- (3) 第5号様式別紙(3) 積算内訳
- (4) 当該事業に係る収支決算書(見込書)の抄本(当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。)
- (5) 請求書、領収書等の写し

(6) その他参考となる資料

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、既に完了した事業について補助金の交付を受けた者は、交付決定後速やかに同項の規定により実績報告を行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、すみやかに、遅くとも補助完了日の属する年度の翌々年度までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 前号の報告があつた場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払ができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金概算払請求書（第7号様式）又は神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金精算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を

補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価値が30万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第16条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

ただし、通所系サービス事業所以外の事業所、施設等に係る補助の施行日については、別途定める。

補助額

事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
また、1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。
1事業所・施設に(1)と(2)両方を補助することができる。
*なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護予防サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常型モデル）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、

介護予防サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、

※2 「(1)④及び(1)通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時な取扱いについて（第2編）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

※4 かなり増し経費等として考えられるものを明示したものであるが、実際の補助に当たっては県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、通常の介護サービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対応とする。

(第1号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇円

2 添付書類

- (1) 第1号様式別紙(1) 所要額調書
- (2) 第1号様式別紙(2) 事業計画書
- (3) 第1号様式別紙(3) 総括表
- (4) 第1号様式別紙(4) 事業所・施設別申請額一覧
- (5) 第1号様式別紙(5) 事業所・施設別個表

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第1号様式 付表)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正/昭和/平成)	性別	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名
代表者氏名

印

- 注 (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者およびすべての役員について記載
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

(第2号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇円
(前回交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇円)

2 添付書類

- (1) 第1号様式別紙(1) 所要額調書
- (2) 第1号様式別紙(2) 事業計画書
- (3) 第1号様式別紙(3) 総括表
- (4) 第1号様式別紙(4) 事業所・施設別申請額一覧
- (5) 第1号様式別紙(5) 事業所・施設別個表

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第3号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金変更(中止、廃止)承認申請書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた 年度神奈川県
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援
事業費補助金に係る補助事業を、次のとおり変更(中止、廃止)したいので承認を受
けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

事業内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第4号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金事業実施状況報告書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により交付決定を受けた神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に係る補助事業の〇〇〇年〇〇月〇〇日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

着手

完了

2 補助事業の経費の執行状況

交付決定額

精算見込額

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

注：支出の根拠としない場合には押印不要

(第5号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金事業実績報告書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた神奈川県新型コロナウイルス感染症
に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に係る補助事業
の実績を、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 第5号様式別紙(1) 精算額調書
- (2) 第5号様式別紙(2) 事業実績報告書
- (3) 第5号様式別紙(3) 積算内訳
- (4) 当該事業に係る収支決算書(見込書)の抄本
(当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。)
- (5) 請求書、領収書等の写し
- (6) その他参考となる資料

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第6号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控
除税額報告書

〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた神奈川県新型コロ
ナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助
金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|--|------|------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) | 有 | 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) | 一般課税 | 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
| 7 添付書類 | | |
| (1) 3で一般課税に該当する場合、当該補助金に係る「消費税仕入控除税額の積算内
訳」 | | |
| (2) 3で一般課税に該当する場合、税務署に提出した際の「消費税の確定申告書
(控)の表紙」及び「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の
写し | | |
| (3) その他参考となる書類(別に定める様式等) | | |

(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メール 以〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第7号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助事業について、
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事
業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、概算払を次のとおり請求します。

補助金交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円
差引残額	金	円

概算払いを必要とする理由

振込先

口座 名義	フリガナ							
	漢字							
金融機関名	(銀行等名称)	金融機関 コード			(支店等名称)		店舗 コード	
預金種類	(普通 (総合) ・ 当座) ※該当を囲んでください							
口座番号							※左づめで記載ください	

(注) 通帳の表紙裏の見開きページの写し (口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるもの) を添付してください。

問合せ先
 ○○部○○課 ○○
 電話○○○-○○○-○○○○
 メールアドレス○○○○○@○○○○○

(第8号様式)

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名

印

年度神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等
に対するサービス継続支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助事業について、
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事
業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、精算払を次のとおり請求します。

補助金交付決定額	金	円
補助金確定額	金	円
概算払請求額	金	円
今回請求額	金	円

5 振込先

口座 名義	カタカナ						
	漢字						
金融機関名	(銀行等名称)			金融機関 コード	(支店等名称)		店舗 コード
預金種類	(普通(総合) ・ 当座) ※該当を囲んでください						
口座番号							※左づめで記載ください

(注) 通帳の表紙裏の見開きページの写し(口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号を確認できるもの)を添付してください。

問合せ先
 〇〇部〇〇課 〇〇
 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 メールアドレス〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する

サービス継続支援事業費補助金 Q & A

項番	質問内容	回答
1	介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用として、手当が挙げられているが、これは、コロナウイルスへの対応として「危険手当」等を支給した場合も対象となりますか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。
2	例えば「感染疑い」（肺炎症状を示してPCR検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等）ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は対象外ですか。	本事業の対象外ですが、通所系サービス事業所が訪問によりサービス提供を行った場合のかかり増し経費は対象となります。 なお、現在議会提案中の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（かかり増し補助）の対象となります。
3	「濃厚接触者」の判定はどのように行えばよいですか。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
4	陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象と考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
5	感染の疑いのある者が発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった場合、疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った経費は、対象となりますか。	感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。
6	対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみでしょうか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。
7	対象は、令和2年1月15日以降となっていますが、いつまでが対象となりますか。	令和2年度末までが対象となります。
8	令和2年1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、本補助金の対象となりますか。	令和2年1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
9	遡って手当を支給した場合も、補助対象となりますか。	令和2年1月15日以降に発生したかかり増し経費であれば補助対象となります。
10	令和2年1月15日以前から備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合は対象となりますか。	令和2年1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。 ただし、感染者等の発生に伴い、衛生用品を買い足した分は、かかり増し経費として対象となります。
11	1事業所1回の助成とあるが、初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日感染が発生して別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできませんか。	原則1回ですが、資金繰り等やむを得ない場合については、要綱別添の基準額までは追加で申請が可能です（2回とはカウントしません）。

項番	質問内容	回答
12	1事業所・施設当たり1回までの助成とされているが、「(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければならないのか。	タイミングが同時期でない場合など1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。
13	感染者・濃厚接触者への対応が発生した場合、対応した職員に係る経費のみが対象でしょうか。それとも、事業所の職員全体が対象となるのでしょうか。	当該事業所の職員であれば広く対象として差し支えありませんが、あえて限定することを妨げるものではありません。
14	感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となりますか。	対象となります。
15	要綱第3条(1)※1「ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等」とありますが、感染者支援や感染した職員の代わりとして、新たに職員を雇用する場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
16	要綱第3条(1)※2「ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等)」とありますが、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、新たに職員を雇用する場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
17	1名の陽性者に対し、3事業所がサービスを提供していた場合は、同一法人であっても他法人であっても3事業所それぞれから申請してよいですか。	同一法人如何にかかわらず、かかり増した経費があればそれぞれ申請が可能です。
18	既存のスタッフに追加手当を支給する場合も対象となりますか。	既存のスタッフ如何にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
19	要綱第3条(1)①から③に該当する通所サービス事業所が④を行った場合は、基準額は倍額となると考えて良いですか。	倍額となります。
20	要綱第3条(1)で例示されている※1エにおける「介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指しますか。	例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などが想定されます。
21	要綱第3条(1)「通所系サービス事業所が人数を制限してサービス実施に係る費用」として、通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT機器、自転車等の備品購入費を対象としているが、新型コロナに影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなしてよいですか。	基準単価の範囲内で対象として差し支えありません。

項番	質問内容	回答
22	要綱第3条(1)④「通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所」とありますが、休業要請を受けていない通所系サービス事業所が事業所でのサービス提供を継続し、車両を増やし送迎を少人数で実施する等を実施した場合は対象外となりますか。	お見込みのとおり、居宅訪問サービスを実施していない場合は対象外となります。 なお、現在議会提案中の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（かかり増し補助）の対象となります。
23	要綱第3条(1)④の感染症の発生者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となりますか。それとも、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となりますか。	要綱第3条(1)④については、通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。
24	要綱第3条(1)④については、居宅訪問によるサービス提供の実施実績がなくても、利用者からの連絡を受ける体制を整えて、サービス提供の準備までしていれば申請可能ですか。	居宅を訪問することが要件となっています。
25	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の対象事業所のうち、④には、「訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみを行っている事業所」も含まれますか。	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。電話の安否確認については介護報酬の対象となりますのでかかりまし経費の対象とはなりません。
26	休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成対象外ですか。	要綱第3条(1)④のとおり、通所系サービスに限られます。
27	要綱第3条の(1)の④の対象事業所に認められる費用は、同条の(1)の(例)※1のコ～セの費用のみであると考えてよいですか。	お見込みのとおりです。
28	要綱第3条の(1)の(例)※1の力、キの費用の対象になるのは、同条の(1)の①又は②の対象事業所のみであると考えてよいですか。	④も対象となります。
29	訪問するための追加人員の確保のためとありますが、報酬との兼ね合いはどうなりますか。	通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外（ヘルパー等）の人員を確保する場合の諸謝金等はかかり増し経費になりますので、対象となります。
30	要綱第3条(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業について、事業者が感染予防のため自主的に休業した（感染者や濃厚接触者が存在していない状態で）場合でも、他の場所でのサービス提供や、訪問を行った場合は補助の対象となりますか。	要綱第3条(1)④に記載の場合は対象となります。
31	介護老人福祉施設等は1定員当りの単価に総定員数を乗じればよいでしょうか。感染症の対応をしたフロアやユニットの定員数など、限定的に積算することになるのでしょうか。	総定員数を乗じてください。

項番	質問内容	回答
32	(2) 連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
33	(2) 連携支援事業の中で、入所施設・居住系施設で定員単位で基準額が示されているが、この定員は受入施設の定員ですか。	(2)の事業は派遣元施設のかかり増し経費となるため、派遣元施設の基準単価や定員を使います。
34	派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられる。その場合の人件費は、対象経費となりますか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
35	補助対象事業所に養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅がありますが、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ高住も補助対象となりますか。	特定施設でなくても対象となります。
36	サ高住にて訪問介護、通所介護サービスを利用している利用者が感染者だった場合、訪問介護事業所、通所介護事業所のみならず、サ高住そのものも対象となりますか。	お見込みのとおりです。
37	いわゆる「医療みなし」の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導の各事業所については対象となりますか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となります。
38	要綱第3条(1)④で「①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）とありますが、小多機と看多機の通いサービスは対象外ということになりますか。 もし対象外である場合、小多機と看多機は、①から③、または連携支援事業に該当した場合に対象となりうるということでしょうか。	お見込みのとおりです。小多機、看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけですので、業態変更のかかり増しには該当しないという整理です。

項番	質問内容	回答
39	<p>消毒・清掃費用について、地域医療介護総合確保基金事業における「(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「b 介護施設等の消毒・洗浄経費支援」との関係はどのようになりますか。 http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=844&topid=6</p>	<p>次のような違いがありますので、どちらを利用するかご判断ください。</p> <p>①本事業は、政令指定都市及び中核市の区域内に所在する事業所は対象となりません。基金事業は、県内全域を対象としています。</p> <p>②本事業は、感染の疑いのみの場合を対象となりません。基金事業は、疑いの場合であっても対象となります。</p> <p>③本事業は、令和2年1月15日以降に新型コロナウイルス対応をした場合に対象となります。基金事業は、令和2年度が対象です。</p> <p>どちらも利用可能な場合は、基金事業をご利用ください。</p> <p>なお、基金で補助を受けた物品については、事業所が実際に支出していないため、本事業の対象とはなりません（同一の物品について二重の補助を受けることはできません）。</p>
40	<p>(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業について、新型コロナウイルス感染確認施設代替要員確保等事業（令和2年5月19日付け高福第1413号通知）との関係はどのようになりますか。 http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22</p>	<p>次のような違いがありますので、どちらを利用するかご判断ください。</p> <p>①本事業は、政令指定都市及び中核市の区域内に所在する施設は対象となりません。代替要員確保等事業は県内全域を対象としています。</p> <p>②本事業は通所系・訪問系サービスも対象です。代替要員確保等事業は、入所施設及びグループホームなど高齢者が生活の場としている施設等を対象としています。</p> <p>③本事業は、令和2年1月15日以降に新型コロナウイルス対応をした場合に対象となります。代替要員確保等事業は、令和2年度が対象です。</p> <p>また、両事業の補助金額は、要綱別添表の(2)介護サービス事業所等との連携支援事業の補助基準額の判定の際、合算して判定します。</p> <p>また、同一の人件費等に対して二重に補助を受けることはできません。</p>
41	<p>今回の事業で、修繕費、改修費、備品購入費用は対象となりますか。</p>	<p>本事業は、大規模な修繕、改修を想定した基準額の設定とはなっておりません。対象経費については、要綱にお示ししている範囲となります。</p> <p>※地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の中で、介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する枠組みがあります。</p> <p>http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=967&topid=6</p>
42	<p>県内の政令市や中核市にも事業所が所在する場合、政令市・中核市以外に存する事業所分のみを取りまとめて県に申請すればよいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>